

空家等・空き地の活用に関する地域づくり連携協定書

上山市（以下「甲」という。）と山形大学工学部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、人口減少や少子高齢化等により増加する空家等及び空き地を活用し、居住環境を改善することによりSDGsに示された持続可能なまちづくりを目指すとともに学生の創造性の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- (1) 上山市による空家等対策の推進に関すること。
 - (2) 空家等及び空き地を活用した持続可能なまちづくりに関すること。
 - (3) 学生と地域の方との交流の機会やデザイン発表等の機会に関すること。
 - (4) その他目的を達成するために必要と認められること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲と乙において、別途、個別に協議するものとする。
- 3 第1項の協力において、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合、他の当事者はその責任を負わない。ただし、故意による場合及び本協定に違反した場合はこの限りでない。
- 4 甲及び乙は、本協定に排他性はなく、各当事者が自己の裁量により第三者との間で本協定と類似する協定を締結することができるものとする。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進のため、連携協議会を設置し、定期的に開催するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動により知り得た秘密事項について、相手方の同意なくその一切について他者に漏らしてはならない。

2 前項の規程は、契約期間終了後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに甲と乙から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定する。

（その他）

第7条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年10月14日

上 山 市

山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市長

横川辰彦

山形大学工学部

山形県米沢市城南四丁目3-16
工学部長

中島健介